

1 氏名 男・女
年 月 日生 (歳)
住所

2 医学的診断

診断名 (※判断能力に影響するものを記載してください。)

所見 (現病歴, 現在症, 重症度, 現在の精神状態と関連する既往症・合併症など)

各種検査

長谷川式認知症スケール 点 (年 月 日実施) 実施不可

MMSE 点 (年 月 日実施) 実施不可

脳の萎縮または損傷の有無

あり ⇒ 部分的にみられる 全体的にみられる 著しい 実施不可

なし

知能検査

その他

短期間内に回復する可能性

回復する可能性は高い 回復する可能性は低い 分からない

(特記事項)

3 判断能力についての意見

- 契約等の意味・内容を自ら理解し, 判断することができる。
- 支援を受けなければ, 契約等の意味・内容を自ら理解し, 判断することが難しい場合がある。
- 支援を受けなければ, 契約等の意味・内容を自ら理解し, 判断することができない。
- 支援を受けても, 契約等の意味・内容を自ら理解し, 判断することができない。

(意見) ※ 慎重な検討を要する事情等があれば, 記載してください。



判定の根拠

(1) 見当識の障害の有無

- あり ⇒ (まれに障害がみられる 障害がみられるときが多い 障害が高度)
- なし

[]

(2) 他人との意思疎通の障害の有無

- あり ⇒ (意思疎通ができないときもある 意思疎通ができないときが多い
 意思疎通ができない)
- なし

[]

(3) 理解力・判断力の障害の有無

- あり ⇒ (問題はあるが程度は軽い 問題があり程度は重い 問題が顕著)
- なし

[]

(4) 記憶力の障害の有無

- あり ⇒ (問題はあるが程度は軽い 問題があり程度は重い 問題が顕著)
- なし

[]

(5) その他 (※上記以外にも判断能力に関して判定の根拠となる事項等があれば記載してください。)

[]

参考となる事項 (本人の心身の状態, 日常的・社会的な生活状況等)

※ 「本人情報シート」の提供を 受けた 受けなかった
 (受けた場合には, その考慮の有無, 考慮した事項等についても記載してください。)

以上のとおり診断します。

年 月 日

病院又は診療所の名称・所在地

担当診療科名

担当医師氏名

印

【医師の方へ】

- ※ 診断書の記載例等については, 後見ポータルサイト (<http://www.courts.go.jp/koukenp/>) からダウンロードできます。
- ※ 参考となる事項欄にある「本人情報シート」とは, 本人の判断能力等に関する診断を行う際の補助資料として, 本人の介護・福祉担当者が作成するシートです。提供があった場合は, 診断への活用を御検討ください。
- ※ 家庭裁判所は, 診断書を含む申立人からの提出書類等に基づき, 本人の判断能力について判断します (事案によって医師による鑑定を実施することがあります。)

診 断 書 附 票

後見開始または保佐開始の審理にあたっては、本人の財産管理能力などに関する精神鑑定を行うことがあります。

そこで、診断書を作成された医師に鑑定も依頼できるかどうかお伺いしたいので、お手数ですが、下記事項にもご回答ください。

なお、成年後見制度においては、審理に当たって鑑定を行う必要があるとき、鑑定を引き受ける医師が見つからないと、手続きが進められませんので、精神科医に限ることなく広く主治医の方に鑑定をお願いし、医師のご協力をいただいております。

1 今後、家庭裁判所から精神鑑定の依頼があった場合、

鑑定を担当できる。（2以下にもご回答ください）

鑑定を担当できない。（以下にもご回答ください）

鑑定は担当できないが、下記の医師を紹介できる。

氏 名：

所属病院：

連絡先：住所

電話番号

その他（理由

（以下は、鑑定を担当していただける場合にご回答ください）

2 実際の鑑定に関して

(1) 鑑定費用について

（おおむね5万円以下（税、文書料等込み）でお願いしております）

____万円で担当する。

その他（

(2) 鑑定に要する期間について

（多くの事例で、30日間前後でご担当いただいております）

鑑定には、____日間必要です。

(3) 「鑑定書作成の手引」等CDの送付について

（最高裁判所作成の「成年後見制度における鑑定書作成の手引き」及び鑑定書書式データ。なお、鑑定書書式は、Wordの書式を用意しております）

不要 必要

* 「鑑定書作成の手引」等は、裁判所ウェブサイト (<http://www.courts.go.jp>) からダウンロードすることもできます（裁判所トップページ→「裁判手続の案内」→「裁判所が扱う事件」→「家事事件」→「その他」の「成年後見制度における鑑定書・診断書作成の手引」と順次にクリックしてください）。なお、〈要点式〉は使用しないでください。

3 裁判所から鑑定に関する連絡を差し上げる際、窓口となる方をお書きください。

（医師がご多忙の場合、連絡がとりやすい方をお書きくださると助かります）

医師に直接

医師以外

氏名：

所属：

電話：

郵便送付先：

* 連絡方法に関して注意事項があればお書きください。

* なお、正式な鑑定依頼は、申立人が鑑定費用を当裁判所へ予納した後に改めて文書にて差し上げます。